

組合員・利用者の皆様へ

現金・通帳・証書等重要物のお預かりについて

当組合では、皆様の大切な財産を安全にお預かりするため、以下による取扱いを徹底いたします。お取引の際には、充分内容をご理解いただきますようお願い申し上げます。

1. 当組合職員が、店舗外でお客様の現金・通帳・証書等の重要物をお預かりする際には、必ず組合所定の『受取書』または『領収書』を発行しています。これらが発行せずに、あるいは名刺やメモ等を代用し重要物をお預かりすることはございません。また、お客様の印鑑をお預かりすることもございません。
2. 定期積金の2回目以降の集金につきましては、『定期積金掛込専用受取書』を発行し、定期積金証書の裏面へ集金日の記入と担当者印の押印によりお預かりします。
3. 通帳・証書等の重要物は、事務手続き・処理を行う間お預かりするもので、お客様のご都合による場合を除き、長期間お預かりすることはありません。
4. 解約・出金時の現金等をお届けの際は、現金等をご確認のうえ、『受取書』を担当者にご返却ください。
5. 定期貯金・定期積金の解約申込書、普通貯金の払戻請求書には、必ず署名・押印のうえ、日付・金額も併せて自署願います。その際には金額左端に【¥マーク】をご記入ください。
6. 通帳は、少なくとも月に1回は記帳されることをお勧めいたします。記帳は、最寄りのATMコーナー、金融窓口をご利用ください。

平成25年6月1日

西宇和農業協同組合